

県内の全市町は、個人住民税の特別徴収完全実施に向けて取り組みます

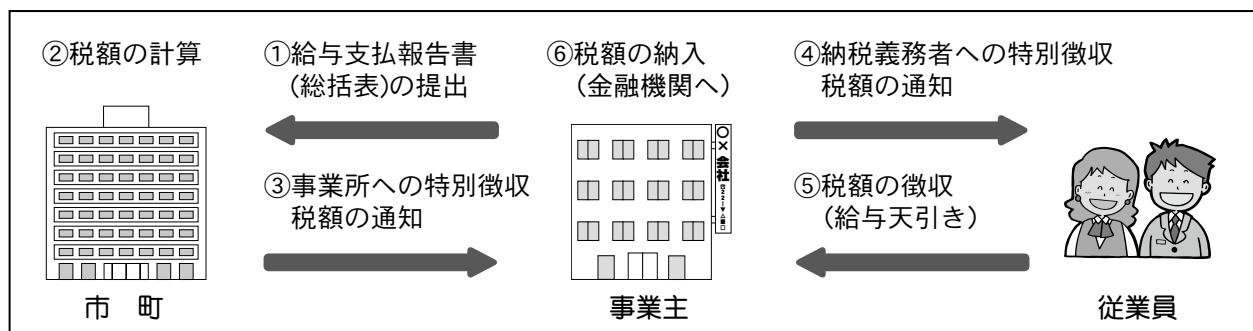
県内全ての市町で、平成27年度から一斉に個人市県民税の特別徴収（給与天引き）が完全実施されます。宇和島市においても、県および県内の全市町と連携し、特別徴収の完全実施に向けて取り組みます。

【特別徴収とは】

所得税の源泉徴収と同じように、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、個人住民税を毎月従業員に支払う給与から天引きし、納入する制度です。

給与所得に係る個人住民税（市民税・県民税）は、事業所による特別徴収が地方税法（321条の4）や条例（宇和島市税賦課徴収条例第44条）によって義務づけられています。事業主の皆さんは、特別徴収義務者として法人・個人を問わず、原則すべての従業員について、個人住民税を特別徴収する必要があります。

【特別徴収のしくみ】



【特別徴収のメリット】

従業員の皆さんにとって納付回数が年に4回の普通徴収に比べ、特別徴収は年12回（6月から翌年5月まで）で毎月給与から天引きされるため、1回あたりの負担が少なく済み、納期ごとに金融機関などに出向く手間が省け、納付忘れの心配もありません。

また、所得税の源泉徴収事務と違い、事業主が各従業員の税額を計算することはありません。徴収する税額は事前に市から送付する税額通知書に記載されており、その額を給与から天引きして、そのまま市へ納めてもらいます。

【特別徴収への切替の推進】

現在、市では県と合同で、特別徴収未指定事業所に対して文書発送、電話連絡、戸別訪問を実施し、特別徴収への切替を推進しています。

給与支払報告書の提出について

所得税の源泉徴収義務のある給与の支払者は、原則、パート・アルバイトも含むすべての従業員について、平成25年中に支払った給与の給与支払報告書を平成26年1月1日現在居住している市町村に提出しなければなりません。

【提出期限】 1月31日(金)

【提出先】 市税務課市民税係（市役所5階）または各支所税務係

※例年、締切直前は窓口が大変込み合います。なるべく早目の提出をお願いします。

※特別徴収への切り替えを希望する場合、給与支払い報告書提出時に相談ください。

【問合せ先】 市税務課市民税係 ☎24-1111 内線2535 または各支所税務係

償却資産（固定資産税）の申告をお忘れなく！

申告は1月31日(金)までに

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

このうち償却資産については、所有者が1月1日現在の資産内容（名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数など）について、毎年1月31日までに申告することになっています。

【償却資産とは】

工場・商店・養殖業などを営んでいる事業主が、その事業のために使用する構築物・機械工具・船舶・器具備品などの有形固定資産をいいます。

【申告義務者とは】

平成26年1月1日現在、宇和島市内において事業用の償却資産を所有している個人または法人の事業主です。該当する資産を所有されている事業主の人は、必ず申告してください。

なお、申告用紙はすでに送付していますが、届いてない場合は市役所税務課まで連絡してください。

【申告書の提出先】市税務課家屋係（市役所5階）または各支所税務係

【問合先】市税務課家屋係償却資産担当 ☎24-1111 内線 2534・2537

宇和島税務署からのお知らせ

【問合先】宇和島税務署 ☎22-4511

（自動音声案内に従って、用件の番号を選択してください）

< 確定申告の無料相談会 >

まもなく所得税の確定申告の時期となります。四国税理士会宇和島支部・宇和島税務署・市税務課による相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

【と き】2月3日(月)・4日(火)

(両日とも) 午前9時～正午、午後1時～4時

【ところ】市役所地下会議室

【対象】譲渡所得がない人で、次の条件のいずれかにあてはまる人
▷給与所得者・年金受給者
(譲渡所得のある人を除く)

【必要書類】

▷所得の計算に必要な書類・源泉徴収票 ▷印かん ▷国民年金保険料などの社会保険料の支払証明ができるもの ▷生命保険料などの控除証明書 ▷医療費の領収書(合計額)・支払保険料などの証明書 ▷本人の口座番号のわかるもの(還付される場合のみ) ▷確定申告書(税務署から送付された人のみ) ▷前年分の申告書の控え(持っている人のみ) ▷その他、税金の計算に必要な書類(事前に集計した医療費の領収書など) ▷利用者識別番号通知書などの保管用封筒(電子申告を利用したことのある人のみ) など

< 年金所得者の確定申告不要制度について >

年金所得者の人で、次のいずれにも当てはまる場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- ・公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ・公的年金等に係る雑所得以外の

所得金額が20万円以下

※住民税の申告は必要です。

※所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。